（指定性能評価機関に係る指定の区分）

第五十九条　法第七十七条の五十六第二項において準用する法第七十七条の三十六第二項の国土交通省令で定める区分は、次に掲げるものとする。

一～十の二　（略）

十一　令第四十五条第一項及び第二項並びに令第四十六条第四項の認定に係る性能評価を行う者としての指定

十二～三十九　（略）

（性能評価の方法）

第六十三条　法第七十七条の五十六第二項において準用する法第七十七条の四十二第一項の国土交通省令で定める方法は、次の各号に定める方法に従い、評価員二名以上によって行うこととする。

一～三　（略）

四　次に掲げる認定に係る性能評価を行うに当たっては、当該認定の区分に応じ、それぞれ次のイからトまでに掲げる試験方法により性能評価を行うこと。

イ～ヘ　（略）

ト　令第四十五条第一項若しくは第二項若しくは令第四十六条第四項又は施行規則第八条の三の規定に基づく認定　次に掲げる基準に適合する試験方法

(1)～(3)　（略）

五　（略）

別記

第二号様式（第十四条関係）（A４）

確認検査の業務の予定件数

業務の区分	推定件数	
	遠隔から検査を行う場合	実地に確認検査を行う場合
床面積の合計が300㎡以内の建築物（法第６条第１項第３号に掲げる建築物及び法第68条の10第１項の認定（令第136条の２の11第１号に係る認定に限る。以下同じ。）を受けた型式に適合する建築物の部分を有する建築物に限る。）	建築確認　件	建築確認　件
	完了検査　件	完了検査　件
	中間検査　件	中間検査　件
	仮使用認定　件	仮使用認定　件
床面積の合計が300㎡以内の建築物（法第６条第１項第３号に掲げる建築物及び法第68条の10第１項の認定を受けた型式に適合する建築物の部分を有する建築物を除く。）	建築確認　件	建築確認　件
	完了検査　件	完了検査　件
	中間検査　件	中間検査　件
	仮使用認定　件	仮使用認定　件
床面積の合計が300㎡を超え、2,000㎡以内の建築物	建築確認　件	建築確認　件
	完了検査　件	完了検査　件
	中間検査　件	中間検査　件
	仮使用認定　件	仮使用認定　件

（指定性能評価機関に係る指定の区分）

第五十九条　法第七十七条の五十六第二項において準用する法第七十七条の三十六第二項の国土交通省令で定める区分は、次に掲げるものとする。

一～十の二　（略）

十一　令第四十六条第四項の表一の(三)項の認定に係る性能評価を行う者としての指定

十二～三十九　（略）

（性能評価の方法）

第六十三条　法第七十七条の五十六第二項において準用する法第七十七条の四十二第一項の国土交通省令で定める方法は、次の各号に定める方法に従い、評価員二名以上によって行うこととする。

一～三　（略）

四　次に掲げる認定に係る性能評価を行うに当たっては、当該認定の区分に応じ、それぞれ次のイからトまでに掲げる試験方法により性能評価を行うこと。

イ～ヘ　（略）

ト　令第四十六条第四項の表一の(三)項又は施行規則第八条の三の規定に基づく認定　次に掲げる基準に適合する試験方法

(1)～(3)　（略）

五　（略）

別記

第二号様式（第十四条関係）（A４）

確認検査の業務の予定件数

業務の区分	推定件数
床面積の合計が500㎡以内の建築物（法第６条第１項第４号に掲げる建築物及び法第68条の10第１項の認定（令第136条の２の11第１号に係る認定に限る。以下同じ。）を受けた型式に適合する建築物の部分を有する建築物に限る。）	建築確認　件
	完了検査　件
	中間検査　件
	仮使用認定　件
床面積の合計が500㎡以内の建築物（法第６条第１項第４号に掲げる建築物及び法第68条の10第１項の認定を受けた型式に適合する建築物の部分を有する建築物を除く。）	建築確認　件
	完了検査　件
	中間検査　件
	仮使用認定　件
床面積の合計が500㎡を超え、2,000㎡以内の建築物	建築確認　件
	完了検査　件
	中間検査　件
	仮使用認定　件